

令和7年度第5回府中市障害者計画推進協議会議事録（案）

■日時：令和8年2月26日（木）午後2時

■場所：府中市役所おもや4階 第1特別会議室

■出席者：

<委員>

曾根直樹、北條正志、大村海太、高橋美佳、長崎昌尚、吉井康之、
永井雅之、高橋史、安岡圭子、山口真佐子、
石川謙一、恩田興一、寺澤元一、岡本直樹

<事務局>

福祉保健部長、福祉保健部次長兼高齢者支援課長、障害者福祉課長、
障害者福祉課長補佐、障害者福祉課係長2名、障害者福祉課主査4名、
障害者福祉課主任、障害者福祉課事務、地域福祉推進課長、
地域福祉推進課長補佐

■傍聴者：なし

■議事：

1. 前回の会議録について
2. 障害の種類別のクロス集計結果（案）について 【資料1～2-4】
3. 次期障害者計画の基本目標・方針について 【資料3～5】
4. その他

■資料：

【事前配付資料】

令和7年度第4回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

資料1 府中市障害者調査（クロス集計結果 抜粋）

資料2-1 障害のある人の調査速報

資料2-2 子どもの育ちと発達に関する調査速報

資料2-3 障害福祉団体調査速報

資料2-4 障害福祉サービス事業者調査速報

資料3 次期計画の課題と方向（案）

資料4 基本的考え方（案）

資料5 障害福祉計画基本指針の見直し

【当日配付資料】

次第

席次表

修正版 令和7年度第4回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

令和8年度障害者計画推進協議会 検討内容（予定）

議事

■曾根会長

時間になりましたので第5回府中市障害者計画推進協議会を開会したいと思います。本日の会議ですがおおむね2時間程度を予定しております。どうぞよろしくお願いたします。始めに出席者の皆様について事務局から報告をお願いいたします。

■事務局

本日の委員の出席状況ですが、18名中14名にご出席いただいております。本協議会規則第4条第2項に規定する定足数を満たし、会議が有効に成立しておりますことを報告いたします。また今回につきましても障害福祉計画、障害児福祉計画策定に向け業務委託事業者の株式会社生活構造研究所より神田様と平尾様にもご出席をいただいております。以上でございます。

■曾根会長

ありがとうございました。次に資料の確認をお願いいたします。

■事務局

それでは資料の確認をさせていただきます。まず事前に皆様に送付しております資料から確認していきます。1番目「令和7年度第4回府中市障害者計画推進協議会会議録(案)」ホチキス留めになっているものがございます。右上に資料1と書いてあります「府中市障害者調査(クロス集計結果 抜粋)」こちらもホチキス留めのものが1冊。資料2-1「障害のある人の調査速報」、次に資料2-2「子どもの育ちと発達に関する調査速報」、資料2-3「障害福祉団体調査速報」、次に資料2-4「障害福祉サービ事業者調査速報」、続きまして資料3「次期計画の課題と方向(案)」、A3のサイズのを折りたたんでいるものがございます。次に資料4、A3サイズのもので「基本的考え方(案)」です。こちら1つ訂正がございまして、左側に現計画の基本目標がございまして右側に次期計画の基本目標の案がございまして、訂正箇所が左側の基本目標の4「情報提供と相談支援機能の充実による意思決定支援」とございまして、こちら正しくは4「情報提供と相談支援機能の充実」、その後の「による意思決定支援」というのは削除をお願いいたします。続きまして資料5「障害福祉計画基本指針の見直し」、以上が事前に配布した資料とな

ります。その他本日机上に資料を置かせていただいております。1点目が本日の「次第」、「席次表」、先ほどの第4回の会議録の修正版差し替えのものをご用意しております。最後に令和8年度障害者計画推進協議会検討内容（予定）」として以上をご用意いたしました。資料の確認につきましては以上でございます。

■曾根会長

ありがとうございました。それと先ほど平原さんをお願いして現行計画の全体の構造のA3のコピーもご用意していただきましたので、加えさせていただきます。資料は特に不足とかありませんでしょうか。それでは議事に入りたいと思います。

1. 前回の会議録について

■曾根会長

議事の1番「前回の会議録について」事務局からご説明お願いいたします。

■曾根会長

それでは資料1「第4回会議の会議録（案）」と本日机上に配布しております会議録の差し替え資料をご覧ください。数ページ、修正箇所がありましたことから赤字で示しております。ご確認後、ご承認いただきましたら所定の手続きの上、会議録の公開を予定しておりますのでよろしくをお願いいたします。

■曾根会長

恩田委員のご発言部分ですけれども、よろしいでしょうか。大丈夫ですか。他の委員の皆様も大丈夫ですか。岡本委員、どうぞ。

■岡本委員

参加していない回ですが、37ページの寺澤委員「キム・ヨンミ国連の障害者権利委員」という記述がありますが、たぶん発言がそうになっているからだと思いますが、キム・ミヨンさんの間違いではないかと思えます。以上です。

■曾根会長

ありがとうございます。37ページの寺澤委員の発言ないのですが。

■北條委員

35ページではないですか。

■曾根会長

35ページですね。これは人名で確認の上、修正していただけるでしょうか。ありがとうございます。他にいかがですか。

(発言者なし)

■曾根会長

特にないようでしたら公表の手続きをお願いしたいと思います。

2. 障害の種類別のクロス集計結果（案）について

■曾根会長

続きまして議題の2番、障害の種類別のクロス集計結果（案）について事務局からご説明お願いいたします。

■事務局

前回12月に実施しました協議会では10月に行ったアンケート調査の速報ということで、全体結果を中心にご報告をいたしました。今回はアンケート調査から更にクロス集計を行った結果として、事前に資料1をお配りしておりますのでそちらをご確認ください。こちらの資料では障害種類別の結果を示しており、更に設問項目によっては年齢別の数値も出しております。まず資料1の1ページ目、クロス集計の目的と分析方法の部分を説明させていただきます。まず分析の目的としましてはアンケート調査の全問・質問間クロス集計を通じて障害がある人、育ちや発達に気になることがある人、難病のある人、各層におけるニーズを詳細に分析し次期計画に向けた課題整理の参考にするとしております。続きまして、分析方法についてです。(1)全体集計につきましては前回会議の際に配布をしました内容のことになります。また今回資料2-1から2-4も配布しておりますが、こちらも全体集計をまとめたものになっておりますので併せてご確認をいただけたらと思います。続きまして(2)基本属性での全問クロス集計についてです。こちらは基

本属性を集計軸とした全問クロス集計を行い、性別、年齢別、障害程度別などの集計軸に基づいております。今回配布をしております資料1はこの全問クロス集計の結果となっております。続きまして(3)質問間クロス集計です。こちらは問題意識に沿って就労の有無、世帯年収、仕事の形態、単独支援が出来るかなど課題となる切り口を設け、必要な質問との間でクロス集計を行い、分析するためのものとなっております。こちらは次年度の初めの会議の際にお配りいたしますアンケート調査の報告書において結果を配布いたします。最後に(4)自由回答の整理になります。こちらは数量的な分析だけでは把握しきれない対象者の自由意見について、項目を整理し分析を行うものです。こちらにつきましても次年度の初めの会議の際に報告書の中で結果の報告をいたします。なお(3)質問間クロス集計につきましては今後の分析をしていく中で、資料1の結果を基に更に細かく分析してほしい点などについて本日の会議にてご意見いただけますと幸いです。以上になります。

■曾根会長

ありがとうございました。内容については皆さんご覧いただいている前提で議事を進めさせていただきたいと思っておりますけれども、まず今回の集計結果に対するご質問、それから追加のクロス集計の要望、こういったところを承りたいと思っております。生活構造研究所においてはかなり詳細なクロス集計を出していただきまして今回非常にわかりやすい結果になっているのかなと思って拝見いたしました。そういったところから今後のニーズを含めて障害福祉計画への反映というのを行っていくことになると思っておりますので、どうぞご意見よろしくお願いいたします。待っていると時間ももたないのをお一人ずつもしなければいけないとおっしゃっていただければ結構ですので、大村委員からよろしいでしょうか。

■大村委員

ページ数が結構多いのですが、親御さんのその後の生活、お子さんの将来が心配みたいなもの。何が言いたいかというところと高齢化が進んでいる中でそれは当然のことだと思うのですが、そういった時に前半の資料のところには利用を全くしていないという支援を受けていない人も結構いらっしゃる中で、その親御さんいなくなった時に今後どうなっていくのかというところはやはり心配だと思うので、その練習や訓練も含めて短期入所とか、生活体験という場所が必要なのではないかなというのを強く思いました。そのページを探しておきますの

でとりあえずここまでで。43ページにありました。お子さんが将来手を離れてというところです。

■曾根会長

児童の方の調査ということですね。わかりました。特に追加でクロス集計した方が良いとかそういうことのテーマよろしかったでしょうか。

■大村委員

今はここで。

■曾根会長

わかりました。もしありましたらまた途中でもお願いいたします。順番でいきますのでよろしいですか。高橋美佳委員。

■高橋美佳委員

クロス集計というのがどういうふうな感じが出てくるのかなと思っていたのですが、年齢別と障害別ということで表が分かれていますので、すごい見やすくなったと思います。ただ65歳以上の身体障害者というのがすごく沢山いる中で、障害福祉サービスの利用というところとちゃんとまだリンクされていない部分があるというのは少し感じました。

■曾根会長

ありがとうございます。身体障害の6割以上の方が65歳以上の高齢者ということでしたので、この辺はどうやって集計結果に反映していくかというのは検討が必要かなと私も思います。長崎委員、クロス集計で追加のご要望というのは特にはないですか。

■長崎委員

集計に関しては特別ございません。

■曾根会長

わかりました。吉井委員、いかがでしょうか。

■吉井委員

私も集計は特にはございません。資料2以降にいくつかあるのでそちらの方は後ほど伺いたいと思いますけれども、私はございません。

■曾根会長

そうですか。この調査に関する意見はこのコーナーでということになりますので、もしあれば、

■吉井委員

後ほど計画の方になってと思いますので、大丈夫です。

■曾根会長

承知しました。永井委員、いかがでしょうか。

■永井委員

私もクロス集計については特に問題ないと思っているので、大丈夫です。以上です。

■曾根会長

ありがとうございます。高橋史委員、いかがでしょうか。

■高橋史委員

私は全部見たわけではないのですが、身体、知的、精神で分類してしまうと重複している障害の人の数字が全くここに出ていないのかなど。0、0、0と全く数字に挙がっていない状況があるのでこの重複障害の方のクロスが出来てそこは数字が出てくれば良いと思いました。

■曾根会長

重複障害については集計出来るのでしょうか。そういうデータは他に入っていますか。どのくらいの数、重複障害の方は。この表には重複障害は出ていなかったと思うのですよね。ただローデータで重複障害を抽出出来るかどうかだけ教えていただければ良いと思います。

■事務局

重複障害についてはこちらでデータを整理して数字はお示し出来ません。

■曾根会長

全て重複障害というのを1つのカテゴリーにして集計結果を見たいというご意見ということでよろしいですか。それともここは重複障害を少し分けて集計してほしい。

■高橋史委員

私が見たところでいろんなサービスの利用状況とか、実態を調査する項目で身体障害のいわゆる高齢者ではない障害者のところが0、0、0という箇所がいっぱい出ていた。18歳～39歳という若い年齢のところだとぶん0ということはないと思うのですけれども、ここだと身体と知的が重複している方。

■曾根会長

重複というのは様々なパターンがあると思うのですけれども、ご覧になりたいのは。

■高橋史委員

手帳でいうと例えば身体障害者と愛の手帳両方持っている人みたいな。

■曾根会長

そうですね。そこをしてみる、特にサービス利用のところということですね。

■高橋史委員

全般的にすごく数字が出ていないのでサービス利用。

■曾根会長

サービス利用を中心に見たいというご意見。

■高橋史委員

はい。

■曾根会長

わかりました。山口委員。

■山口委員

特にございません。

■曾根会長

ありがとうございます。石川委員。

■石川委員

クロス集計においてはこれで良いと思っているのですけれども、この場で質問すべきかどうかかわからないのですけれども、13ページの災害時に困ること、不安なことで医療や常備薬の補給を受けられるかという方の記入がかなり多いということで、民生委員が10年ほど前から府中市の要請で災害時救急医療情報キットというのを配布している最中なのですが、この中でこちらの障害者計画と推進している行政においてですが、どこまでリンクしてやっていらっしゃるのか、主に高齢者と一人暮らしの方を中心に配布してこの中身はここにあるのですけれども、今日資料持ってきたのですけれども、この中に医療情報プラス筒の中に常備薬とか、そういう薬なんかも入れておいてくれということで、お配りしているところなのですけれども、障害者とか、そういう方にも配慮する形の医療情報もあっても良いのかなと思うこととこういう医療情報キットを配布するに辺りこの今いる行政管理部福祉保健局というこちらの方の部門がそういう話し合いをしているのかどうかその辺も確認したいなと思ひましてご質問させていただきます。

■曾根会長

ありがとうございます。医療情報キットというのはご自分で書いた医療情報を筒に入れて冷蔵庫の中に入れておくとか、特定の決まったところに入れておいて緊急で来た人がそれを見れば大体わかるというそういうのですよね。

■石川委員

来た人というかこれは府中市だけではなくてかなりの市町村がやっているのですけれども、救急隊の人が来た時に医療情報があれば素早く治療に当たれると、逆に持病とかがわからなければ後回しにされてしまう、後回しにされてしまうのは、これは当然やるべきことだと思って我々も必要な時にはには協力させてもらっているのですが、障害者に対

してという目線があまり感じたことがなく、今まで私も民生委員になってからどっちかという目線が高齢者、一人暮らしという方のつもりでやってきたのですけれども、協議会の委員になって13ページで質問の中でも障害者という目線があっても良いのかなと、そういう形のものをもしめるのであれば良いのですけれども、行政側としてもそういう目線を担当部署ともししていなければ府中市の中で話し合いの場を持って良いと感じたので、このクロス集計とは離れるのですけれども、せっかくやっているのであればこれに乗った方が良いのではないかという思いで質問させていただきました。

■曾根会長

ありがとうございます。救急キットは障害のある方の世帯に配っているかどうかというのはおわかりになりますか。

■事務局

救急キットは障害者福祉課として配布というところはございません。

■事務局

対象者を絞ったお話は出来ないのですけれども、高齢の方と同じような流れで障害の方に対しても災害時要援護者キットというのはお配りしております。

■曾根会長

ありがとうございます。それはどっちかという防災の方を中心に取り組んでということなのですか。

■事務局

福祉サイドです。

■曾根会長

障害のある方の世帯にも配布はされているということでした。よろしいでしょうか。恩田委員、いかがでしょうか。

■恩田委員

クロス集計については精査出来ていないので今日は勉強させていただきましたと思いますが、アンケート終わってしまったので次回とい

うことになるかもしれないのですけれども、これを見ながら気づいたことは今回結構いくつかの項目で福祉サービスの利用をしたくないというセレクト項目が結構ありました。その理由を問うところが探してみただけで私が見たというか気付かなかったので結構ボリュームがあるのですよね。ですからなぜ利用したくないのか利用したくないという表現はきつすぎるかなと思うので言葉の問題もあるのですけれども、明確にそれを意思表示された方のその理由を何か聞ける方法があったら良かったかなと反省して思いました。

■曾根会長

ありがとうございました。利用したくない理由というのは今回の調査で何か把握出来ているものはありましたか。

■事務局

自由記述の中に記入があればご意見拾ってといく予定です。

■曾根会長

わかりました。それは何か利用したくない理由というのを抽出出来るのですか。最近AIが割とすごい早くやってくれたりするので。では恩田委員利用したくない理由というのが自由記述にあれば抽出出来れば抽出でそれは用意していただく。

■恩田委員

でも今回はあえてそれを聞くセレクトがなかったから何か聞くセレクトを次回以降使ったらどうかという、すみません前に気付かなかったのがいけなかったもので、反省です。

■曾根会長

そうすると今度調査のボリュームとの関係というのも出てくるので、なかなか悩ましいところではありますけれども、今回は自由記述から少し把握出来るかもしれないということなので、これは次回の時に教えていただけるのですか。わかりました。次回少し教えていただけるそうです。寺澤委員、いかがでしょうか。

■寺澤委員

クロス集計作業に当たっていただいた市、それから作業された方々に

御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。非常によくわかりました。指摘ということであれば前回の会議で年収別のクロス集計も可能というような話があったかのように記憶しているのですね。年収別の部分はいろんな面で私の関心事項はケアラーの問題で、ケアラーがどんな生活状況にあるのかという部分も知りたかったので、年収の部分というのは数字があればお取り上げいただきたいなと思っております。2つ目は恩田委員もおっしゃっていた、私もこの利用したくないというのがボリューム大きいので理由を知りたいと思っていたのですが、ただ私自身、例えば資料1の6ページの部分にサービスの不満な理由がそれに当たるのかなと勝手に解釈しておりました。例えば希望する曜日、時間に使えないというのは会えないから相談したくないとか、緊急時に利用出来ないとかそれが理由に相当するかなと思っていたのですが、私の理解が間違っていれば恩田委員のおっしゃった通り、自由記述でも何でも取る必要はあるなと感じているところでございます。とりあえずこの集計についての意見ということだったので以上でございます。

■曾根会長

ありがとうございました。確かにこの資料1の1ページの(3)質問間クロス集計の中に世帯年収という項目が入っているので、ただ私は全部見ましたが世帯年収別のクロスは入っていなかった気がするのですけれどもありましたか。取っている。今回の資料には入っていないけれどもデータはあるということですね。わかりました。それも次回教えていただいてよろしいですか。ありがとうございました。あと利用したくないという中に手帳を持っている人が必ずサービスが必要かどうかという、必要ないという方も中にはいらっしゃるそれを分けて考えていかないと、必要なのだけれども使っていないと言っているとそれは結構深刻な問題があるかもしれないと思うのですけれども、特にサービスなくても生活出来るという方にとっては使いたくないというのは別に普通のことというか、だからそこを峻別するようなことも今後は必要かもしれないですね。ありがとうございました。今回そこはわかりませんよね。では岡本委員、どうぞ。

■岡本委員

前回参加出来ていないので十分読み込めていないので申し訳ないです。7ページの仕事はしていないというところの集計がありますが、そのところが仕事がしたいけど出来ないというそういう問いがたぶん

なかったかなというところがあるので、そこをクロスで調べられるのかなと思っていました。例えば仕事をしていないけれど働きたいとか、障害種別的なところで読み取れないかなとか、働きたい年齢みたいところで理由を見ていくと何か出てくるのかなとそこら辺が出来ると良いのかなと思いました。それから8ページの災害時のところでそこも前回出たのかもしれないのですけれども、福祉サービスをやっているところはBCPを義務付けられている関係もあるので、サービスと繋がっているかどうかというのも結構重要な視点ではないかと思うのでそこら辺を少し見られたら良いというところはありません。先ほどのサービスと繋がっていないというケースはそもそも希望していないのか、サービスを知らなくてという可能性もあるのでそこはクロスで出てくる要素はある気がするので、いくつかの要素で組み合わせてみると出てくるのではないかなと思いました。以上です。

■曾根会長

ありがとうございました。最初に仕事をしたいか、したくないかというところで分けるというのは出来るのですよね。

■岡本委員

ニーズはどうだったのですか。

■曾根会長

そこは今回聞いていないからそこでクロスを掛けるのは難しい。

■岡本委員

そうなのですけれど、何かの見方によって自由記述とか、年齢層とかで見たら何か出てこないのかなという疑問です。

■曾根会長

私はこの仕事のところは65歳以上を一旦除いた数字で集計した方が良いのかなと思っていたのですけれども、65歳以上は稼働年齢から外れますので仕事をしていないのがむしろ当たり前、私も66歳ですけれどもレギュラーの仕事はないのですよね。65歳未満で集計するというのは出来るのではないかと思っていました。それだったら今回は良いのですか。

■岡本委員

そうですね。それで良いと思います。

■曾根会長

わかりました。それからサービスを利用しているかどうかで災害時のことを再分析してもらいたい。ここはクロス掛けられるのでしょうか。

■事務局

大丈夫です。

■曾根会長

大丈夫ですか。そこは可能だそうです。あともう1点ありましたか。その2つでしたか。

■岡本委員

それだけです。

■曾根会長

わかりました。ありがとうございました。ここは稼働年齢層でもう1回再集計していただいてということで良いのでしょうか。私は合理的配慮のところなのですが、身体障害の中に聴覚障害、視覚障害、肢体不自由と大きく3つあると思うのですよね。それぞれの障害に合理的配慮の内容も違ってくるので、身体障害で全部集計してしまうとごちゃごちゃになってしまうのもし可能だったらこの合理的配慮の部分は身体障害でも肢体不自由、聴覚障害、視覚障害と分けて、あるいは盲・ろうの方ももしわかればというところですが、そういう集計は可能ですか。

■事務局

はい。

■曾根会長

わかりました。そこは次回見せていただければと思いました。先ほどの仕事を稼働年齢だけで再集計はしてはどうかと思いました。ではよろしいでしょうか。大村委員、何かありますか。

■大村委員

今のお話を全部伺って改めて思ったのですけれども、私も今後利用したくない人達が多いというのが気になっていたのですけれども、それが社会一般に対して、府中市以外とも比較して妥当な数字なのかどうかというのがわからなかったのですね。こういう同じような統計で東京都の平均値とか、統計値があれば比較しやすいのではないかな。もちろんそれに全て引っ張られる必要はないと思うのですけれども、都全体と比較して明らかに数値が高いとかいうのであれば、無視出来なくなると思ったので、また項目が違うのですけれどもそれで仕事はしていないとかだと私個人的に調べたら東京都の障害者実態調査みたいなのがあったので、全てを東京都の数字も出すとなると大変な作業になると思うのですけれども、主だったところはいくつか比較しても良いのではないかと思います。以上です。

■曾根会長

ありがとうございます。利用したくないというのは東京都の調査票にも入っているのでしょうか。それは確認しないとわからない。もし見ていただいて比較になるようなものがありましたら、次回教えていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。どうぞ、吉井委員。

■吉井委員

確認なのですけれども、資料1だけではなくて2もご質問させていただいてよろしいのでしょうか。

■曾根会長

はい。調査に関することですので、どうぞ。

■吉井委員

それぞれ資料2の1～4まで見たところですが、最後のところに速報からみた考察というのがあっておそらくこれが次期計画の課題出しにとっては重要なポイントになるのかなと思っているのですが、これは業者の方でこの集計を見て検討されたものなのですか。例えばAIに頼んでとかその辺はどうなのでしょう。

■曾根会長

まず考察の部分をどういうふうにして出されたか。

■事務局

考察の部分については前回の会議の際に、簡単にまとめた形で各項目の報告をさせていただいたと思うのですが、そこから考察ということにかいつまんでといいますか少しずつ掲載をしているような形になっています。

■曾根会長

クロス集計はこの考察の中には考慮されていないということですよ。吉井委員は今の回答に対して思いがあったら。

■吉井委員

わかりました。

■曾根会長

わかりましたで良いですか。

■吉井委員

考察はそういうあれで書いているのかなと思いました。

■曾根会長

なるほど。あとはいかがでしょうか。寺澤委員。

■寺澤委員

吉井委員のお話を聞いて私遅れてきたものですから冒頭聞き取れてなかったのですが、クロス集計についての意見出させていただいて考察案に関する意見というのはまさにいろいろあると思うので、私もありますしこれはこれからですよ。考察案に対する意見で、これをどう改めるかという。

■曾根会長

考察案も含めてこの議題という。

■寺澤委員

今日で固めてしまうということですか。

■曾根会長

固めてしまうというより、結局これをどういうふうに計画に反映させていくかということの土台になるものなので、考察案についてもご意見があればぜひ言っていただいて、でも今日これで確定というわけではないと思うのですけれども。

■寺澤委員

そうですね。これから例えば更に年収別のクロス集計も出た上でそれで反映させていくものですから、これから次回固めていくのが。

■曾根会長

そうですね。考察というのはここには速報と書いてあるのですよね。アンケート各調査結果の速報。この中にこの考察案が入っているとなっていて、こちらのクロス集計結果というのはこの計画の中に入れますというご説明あったと思うのですけれども、こちらも報告書の中に入るのでしょうか。速報の考察。

■事務局

速報として出している考察については今の段階でというところで、最終的に出る考察としてはクロス集計の結果とかを踏まえた上で、最終的な課題というところでまとめるということなので、これがそのまま揭示されるということではなく、また訂正したものを最終的に報告書とさせていただきます。

■曾根会長

ただ、この考察というところも報告書には載るということなのですね。その素案が手元にあるということですね。

■事務局

はい。

■曾根会長

ということだそうです。

■寺澤委員

今後これは変えることが出来ると、いろんな意見を加えていくという

ステップがあればそれはそれで結構です。最終的にこれに載ってそれで我々の計画を立てていくので大元のこの調査結果に対する分析が総まとめなので、私自身もまだ全部読み込んでいない部分があるのでそれは反映させていただけないといけないと思っているので、そのことだけ確認です。ありがとうございます。

■曾根会長

ありがとうございました。恩田委員、どうぞ。

■恩田委員

先ほどの吉井委員の質問の中に入っていましたけれども、この考察と関連してくると思うのですがAIの方は結構お利口さんになってきているので人間が気づかないようなヒントを結構引き出してくれると思うのですが、コンサルの方でそこら辺のところの活用は実際に活用していらっしゃるのか、もしくは活用しようとされるのか、全く今までの勘でまた同じようにやられるのかそこら辺のところ、私は若干でももちろん全データを入れるのは大変かもしれないし、有料パターンになるのかもしれないのだけど、結構不思議な回答もしてくるしもちろんそれを今までの経験に基づいた専門的な目でセレクトしていただいた上で、新しい考察というものを導き出していただければ良いかと思うのですけれども、そこら辺のところどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

■曾根会長

これはコンサルにAI使っていますかというご質問です。

■生活構造研究所

会社の方では検討中でこの分析では特に使ってはいないのでけれども、解析したり、分析したりするところは検定をして違いがあるかないかというのは、なるべく間違いのないようにするというのは基本としてはございます。ですから思いもよらないような分析というのはないかもしれないですけれども、基本的なところは外さないようにしながら分析をしているところでございます。

■曾根会長

現時点ではまだお使いになっていないと。

■恩田委員

テストケースでも良いのでそこからヒントが導き出せるような可能性は結構あると思いますので、チャレンジしていただきたいという要望を伝えておきます。

■生活構造研究所

はい。

■曾根会長

AIのセキュリティのところ为抓手していないと結局ディープラーニングなので。

■恩田委員

なるほど。漏れてしまうのですね。

■曾根会長

そうなのです。だからやはり契約してもらったやつでしっかりやってもらいたいと思います。

■恩田委員

有料パターンで。

■曾根会長

そうです。あとはいかがでしょうか。

■大村委員

大丈夫です。

■曾根会長

大丈夫ですか。

■大村委員

ではAIについて。

■曾根会長

大村委員詳しくそうでは何か詳しいと思って。

■大村委員

大学では1年前はA I 気を付けましょうと、こういうのが出てきましたけれども気を付けましょうで済んでいたのが、大学は春休みなのでけれどもこの間、研修とかは結構あってもうどんどん実践的なA I の活用法がピックアップされてきているのですね。情報漏洩気を付けましょうはもうだいぶ前に言われていたことで、もちろん気を付けるのは前提なのでけれどもどう活用していくか、また活用方法とかがすごく取り沙汰されているようになってきているのです。そこはちゃんと理解した上で活用していけば、例えばG o o g l eが出しているA Iであれば情報漏洩しないということにはなっていますし、もちろん有料アカウントを使うことによって企業から出ていくということはないようになっているので、気を付ければ大丈夫かなと思います。ただいろいろ各社出ているのでどれをチョイスしていくかということも大事になってくるかなと思います。1つだけ言いますとN o t e b o o k L MというG o o g l eが出しているやつはデータを入れ込んで、その中だけでA I が分析してくれたりするので、外に漏れる心配はないかなと思います。以上です。

■曾根会長

ありがとうございました。吉井委員、どうぞ。

■吉井委員

先ほどA Iという言葉を出した理由というのが人の目だけだと、どうしても主観も入りますし付度してしまうとといいますか、そういった部分があるので客観的にこういうふうに出たよというのを知るだけでも、こういうA I を使ってみるのも1つかなということでもし使われているのだったら、結構客観的かなと思ってそれで質問させていただきました。以上です。

■曾根会長

ありがとうございました。でも現状はお使いになっていないということですので。ではいかがでしょうか。クロス集計の結果はよろしいでしょうか。

(発言者なし)

■曾根会長

いくつかのクロス集計の要望がありましたので、次回また教えていただけたらと思います。

2. 次期障害者計画の基本目標・方針について

■曾根会長

続きまして基本目標についてなのですが、今後の検討内容という表をまずご覧いただきたいと思うのですが、見られますかね。令和8年度障害者計画推進協議会検討内容(予定)、これを見ると今後どういうスケジュールで検討が進んでいくかというのが、おわかりいただけると思います。皆さんこれはありますか。当日配布資料の中に入っている。今日のこの後の時間と4月の時間を使って計画の体系、要するに方針、施策、重点施策の検討を行っていくことになります。それで今日は何を目標にしているかというこの資料4の計画の基本的な考え方というA3の紙があると思うのですが、この基本目標、左側に現在の計画の基本目標、右側に次の計画の基本目標案というのが書かれていると思うのですが、この大きな項目についてある程度合意形成が図れるなというのが1つです。あとで配布していただいたA3の紙があると思うのですが、この計画の体系というのがあると思うのですが、この基本目標と書いてある一番左にあるのがありますよね。1～4番、これが先ほど見ていただいた資料4の基本目標になっています。でもこれお配りしているのは現行計画ですから、これを次期計画に向けてどう変えていくかということですね。その代わりに方針というのがあると思うのですが、この方針にあたっているのが資料3見ていただくとこの一番右側の緑色の部分に次期障害者計画の方向性というのがあって、○が付いている項目がありますよね。基本目標が1～6まであってその下に○が付いている。これが新しい計画の方針案になっているそうです。まずは一番左の基本目標案についてご意見をいただいて、ただあと1時間以上ありますのでこの基本目標案がもしある程度、合意が図れた場合は、その下にある方針についても少し検討を進めていきたいと思っています。今日この方針全部は検討し尽くせないと思うので基本目標の1とか2とかある程度限られた目標でも、この方針というところの議論を進めさせていただいて、次回に残ったところの議論を進

められたらという、そんな見通しでおりますということをまずはお伝えさせていただきます。大丈夫ですか。

(発言者なし)

■曾根会長

では事務局からまずはご説明をお願いいたします。

■事務局

それでは資料4についてご説明をいたしますのでご確認をお願いいたします。会長からもご説明いただきましたが資料4の右側の項目について、次年度からの計画の基本目標案として提示している部分になりまして、こちらの表記を変更したところなどで意味合いが異なる部分のみ説明をさせていただきます。まず基本目標3にあたる「相談支援体制と情報提供の充実」の部分になります。こちらは前回、「情報提供と相談支援機能の充実」という言葉になっておりましたが、表現の順序を入れ替えております。理由としましては今回、相談支援体制というものを福祉分野全体の中核に位置付けるという意味で、その相談支援を支えるものとしてインターネットなどを活用した情報提供の充実や、情報アクセシビリティの確保を進めていくというような考え方を明確にするために、「相談支援体制」という言葉を先に持ってきて「情報提供」という言葉を後に記載をしております。続いて基本目標5の「障害のある人の社会参画の推進」についてです。こちらにつきましては前回の目標の際に「社会参加」としていたものを「社会参画」という表現に変更しております。理由としましてはこれまで「社会参加」という表現は事業や活動への参加を主に想定していたところになりますが、今回はそれに加えて障害のある方が生活や活動、意思決定に主体的に関与していくことに重点を置くという点を明確にするために「社会参画」という表現を用いております。その他、若干の表現の変更点もありますが記載の通りになっております。記載した順番につきましては内容自体に優劣をつけるものではありませんが、各目標の内容について市の現在の施策の方向性などを踏まえた案としてお出しをしております。基本目標についての説明は以上になりまして、続いて基本理念の部分になります。こちらは青色の計画の冊子があればご覧いただきたいのですけれども、52ページに理念ということで記載をしております。前回は「市民全てが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」としておりましたが、他課の関連計画

や総合計画における市長の発言の表現との整合を図るために文の最後にある「実現」という言葉をなくして、「自立した暮らしができるまち・府中」というところに変更しております。基本理念についての説明は以上になります。最後に資料の下の方に記載をしております計画の考え方の視点についてです。こちら現計画の青色の冊子を見ていただきますと、53ページに記載をしている部分になっております。こちら内容や表現を前回より変えている部分がございますが、いずれも現時点での案になりますのでご意見ありましたらご発言いただけますと幸いです。なお参考としまして、資料5も「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」として配布をしておりますので、こちら併せてご確認いただけたらと思います。説明は以上になります。

■曾根会長

ありがとうございました。この計画の考え方はだいぶ変更があったみたいですが、それのご説明はお願いしてよろしいですか。

■事務局

目標の順番。

■曾根会長

目標の順番ではなくて下の計画の考え方とありますよね。視点1～6。この内の4つは今の計画と同じなのですが、視点3と視点5は結構大きく変更があったと思うので、それのご説明もお願いしてよろしいでしょうか。

■事務局

こちらの視点3と視点5についてですが、視点3につきましては昨今関心があるワードということで「障害特性」という単語を取り入れ、それに応じたきめ細やかな配慮ということで変更をいたしました。視点5につきましては「障害のある人への家族に頼らない地域生活支援」というところだったのですが、家庭のみ、家族のみならず福祉人材の確保とか、そういった広い面での支援ということで福祉を支える側への支援というふうに変更しております。

■曾根会長

ありがとうございました。そしたらまず基本目標と計画の考え方、あとは基本理念の若干の変更。実現という言葉が取れたということのようですけれども、これについてご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。恩田委員、どうぞ。

■恩田委員

2つあるのですけれども、1つは先ほど事務局の方が回答されている時にこの1番～6番までの順番。順番はどういう基準で順番を決められたのか、どういう感覚で決められたのか聞いてみたいのと、最後の6番のところはここだけがすごく、上のところは結構ボリュームのある領域の大きいところを持ってきたのだけれども、障害児への支援の充実と結構スポット的になっているので、なぜこれがスポットで出てきたかともっとここに出さなければいけないようなその根拠をもう少し何か言葉があるのかなというふうに少し感じたのですけれどもね。

■曾根会長

障害児の支援は現行計画でも6のところは障害のある児童への支援の充実というのが入っていて言葉の言い換えになっていると思うのですけれども、今のご質問の意図だけもう1回説明していただいて。

■恩田委員

そこだけすごく限定的なその内容を目標として、非常に狭い領域、障害児の年齢が限定的なところに絞られたところに支援の充実というのが出てきているので、なぜ障害児にスポットを当てなくてはいけないのかという根本のところがあると思うので、そこのところを何かきちんと導き出した上に何かもう少し良い表現が同じことを言うのでしょうけれども、もう少し何か表現が出来るかなというふうに感じたものですから。

■曾根会長

これは障害福祉計画と障害児福祉計画を両方策定するので、それで子どもの関係のことを入れているのかなというのが私の理解なのですけれども、もっとさらに説明を求めたいということによろしいですか。

■恩田委員

だからパッと見た時にそこのところだけ少しそういう意味で違和感

があったものですから。

■曾根会長

違和感があると。そうですか。では障害児という言葉を取った方が良いという。

■恩田委員

そうではないです。障害のある人の中に障害児も入っているわけですしね。なぜそこにまた児だけをスポットを当てたのかというのは、そこに何らかのやはり支援しないといけない理由があると思うのですよね。だから何かがあるのだらうと思うのだけれども私も整理出来ないのですけれども、おそらく何かがあってそういうふうそこに絞られてきたのだと感じたものですから。

■曾根会長

わかりました。ではこの障害児への支援というのを特出ししている理由を聞きたいということで良いですか。

■恩田委員

そうですね。あと1番～6番の順番。

■曾根会長

並びですね。わかりました。事務局、いかがでしょうか。

■事務局

まず障害のある児童への支援を障害児に変更したというところですが、こちらの表記については障害のある児童への支援の充実ということに元に戻すということも、それはご意見としていただければと思います。こちらとしては保健福祉教育の切れ目のない支援というところで、障害のある児童というふうにはここで明記しておりますが、障害のある特に児童への乳幼児期から学齢期までとか、そういった年代を絞った支援というところで、今までも基本目標として1つ掲げておりましたので、もしそこを見直しされるということであればまた協議していただければと思います。

■曾根会長

よろしいですか。これは法律も分かれていますからね。児童福祉法ですからね。そこはちゃんと1つにならないといけないのではないかと。ただ障害児か、障害のある児童かというところは障害者については障害のある人という表現されていますが、並びが悪いというふうに思うのですが、なぜ子どもだけ障害児にしたのか教えていただいでよろしいでしょうか。

■事務局

障害のある児童に変更した点については案としてこちらを出したいなというところで修正版となっております。

■曾根会長

特に理由はないということですのでいいですね。だとしたら障害のある児童の方が。成人については障害のある人になっていますから、障害のある児童の方が良いかなと思うので、特にこだわりがないのであれば元に戻していただく方が良いと思います。吉井委員、どうぞ。

■吉井委員

私も推測でしかないのですが、前回の時の障害のある児童への支援の充実というのはおそらく児童発達支援センターはばたきが出来る前に児童の関係でいろいろ議論されて、子ども向けのきちっと項目として目標を立てたのではないかということが想像出来ます。はばたきも出来上がって子どもへのいろいろな支援も充実してきていると思いますので、ある意味障害児という言葉だけに限定しなくても前は子ども限定で充実しましょうということですのでけれども、次は障害児に限定しなくても良いのではないかというふうに個人的には思っていますが、恩田委員と全く同じ意見で子どもところに強化しなくてはいけない何かがあるのであれば障害児とつける必要がありますが、第6期のところではある程度出来ているので子どもに限定せず広くということであれば、それはそれで障害のある方への支援の充実という表現でも良いのではないかと考えております。

■曾根会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。岡本委員、寺澤委員、石川委員、永井委員の順でどうぞ。

■岡本委員

今は資料4の説明を聞いていると思うのですが、私はどちらかという
と資料3のことも説明いただいた方が。資料3が資料4の基礎になって
いるのではないかと思いましたが、説明いただいた方が良いのではない
かと思いました。以上です。

■曾根会長

資料3のご説明いただきたいということですが、事務局からよろしい
でしょうか。

■事務局

資料3につきましてはアンケート調査の課題等を吸い上げまして、課
題というところで緑色の手前のオレンジ色の枠のところの課題という
ものをまず吸い上げました。その中で現行の基本目標をブラッシュアッ
プするというか、変更するという意味でこちらの方で案を出しておりま
す。基本目標1につきましては協働というところが、市長の政策の中
でも1つ大きなものとしてありますので、こちらはそこの協働・連携で進
める地域共生のまちづくりの推進としております。次に基本目標2です
が、以前は障害のある人の社会参加の推進としておりましたが、基本目
標1がまちづくりというところで、より地域生活をベースに考えるとい
うところで、現行では5番目にあった安心して地域生活を送る仕組みづ
くりというものを2番目に変更いたしました。その次に基本目標3が相
談支援体制と情報提供の拡充というところで、以前は3番目に差別解消、
権利擁護の推進及び虐待の防止というものがあつたのですが、まちづく
りと地域との仕組み作りというところで何が必要かというところで、相
談支援体制というものが必要不可欠というところで3番目にこちらを
移動しました。次に4番目ということで差別解消、権利擁護の推進及び
虐待防止というところを持ってきております。そのあとに基本目標5の
障害がある人の社会参画の推進、基本目標6番に障害児への支援の充実
としております。障害児への支援は障害児福祉計画というものが児童福
祉法にもあつた計画というところで、児童福祉法の方で定義がありまし
て児童とは18歳に満たない者をいうと、障害児という言い方も児童福
祉法の中ではしておりますので、こちらは障害がある児童ということで
障害のある人と揃えることも出来ますし、障害児と省略することも可能
というところでこちらは案としてお出ししました。以上です。

■曾根会長

岡本委員、よろしいですか。以上ということでもいいですか。では寺澤委員。

■寺澤委員

資料3の右端があって、それが骨子として基本目標があるということで見させていただきました。基本目標の6つあるブレイクダウンしたものが、この資料3の右端というふうに理解しております。私が一番注目しているのは今回の調査をもっても障害者が相談出来る人というところで、一番多いのが家族・親族、友人・知人であって行政的な機関に対する相談というものが低いとっております。これを見てもケアラーとしての家族の重みがものすごく重いと私は思っております。介護を通じた殺人や介護離職などいろいろな問題が今出ている、我が国の法制度というものが当事者に対する差別はそれなりにかなり整備されてきたが、ケアをしてきた家族やケアラー、それは友人や知人を含みますが、無償でやっている人々に対する支援というものはほとんどないというのが実態でございます。今回の調査の結果を見てもまだかなり家族や親族に対する依存というものが非常に大きく出ております。前回の第6期の計画で出ている計画の考え方の視点5、家族に頼らない地域生活支援ということで出ていて理想としては正しいと思うのですが、そのために家族依存型のケアを脱却するという形でいかに社会ケアの資源を整備していくかというところが、大きな課題であってその充実というところを私は見てきたのですが、今回の視点5のところを見るとそれがなくなって先ほどの資料、福祉を支える側への支援、これは家族が含まれるのであれば良いけれども、いわゆる仕事としてやっていらっしゃる方だけの支援、福祉人材への支援というだけで考えていると困るなと思っております。家族やケアラーに対する支援がどこかで入ってこない、言葉が1つターミノロジーとして消えるということは、行政の重点の置き方としても大きな問題だと思っております。私は家族に頼らない地域生活支援は理想だと思うけれども、それに至るにはものすごく長期間があって、それまでの間は家族を支える施策というのは非常に大事だと思っております。その中が先ほどの資料3の中にどれだけ家族やケアラーに対する支援が出てくるかということ、全く出てこないというのは非常に心配でございます。ここはちゃんと指摘させていただきたいと思っております。府中市が優秀なのはヤングケアラーに対する調査をやっておられて、これは素晴らしいと思っております。ヤングケアラーの問題を放置しておくということ

は憲法上の問題にも関わってくるので、教育を受ける権利を剥奪しているということになるわけで、そういう意味でもヤングケアラーの問題に真剣に取り組んでいるのだというところは出てこないといけないと思います。そういうところで家族に頼らない地域生活支援あるいは言葉を変えて、現実策としてケアラーに対する支援というところが出てくるべきで、資料3の方向性あるいはこの基本目標の中にそれが入っているのかということを確認したいと思います。以上です。

■曾根会長

ありがとうございます。私もこの視点5は落としてはいけないのではないかと思います。というのは量的調査の中でもグループホームを望む声というのがすごく高かったわけですね。なので家族から離れた生活をどうしていくかということのニーズは高いのだなと思いますので、確かに福祉人材の創出というのも非常に大きな課題となっておりますので、もし視点を1つ増やしても良いのであれば視点7というふうにして、福祉を支える側への支援というものを追加して視点5はそのまま残すということが良いのではないかなと。この計画を見ても視点のところはまだ余白があるので、7つにしても大丈夫ではないかというふうに思います。

■寺澤委員

もう1つは言葉の問題になってしまうかもしれませんが、視点3を見るときめ細やかな配慮、視点4で障害のある人への配慮ということで「配慮」が2つ繰り返されている。他方を以前の第6期の計画の視点3にあったつながり合い支え合うという言葉の「支え合う」がなくなっている。今回の調査結果を見た時に障害のある人達の近隣における頼りになる人が非常に低い、いないというところがあります。そこは大事な部分だと思いますので、防災の観点からも近くにそういう助け合える人がいるということは大事なことなので、つながり合い支え合うというところの要素も消えてしまっている。配慮はもちろん結構ですが、新しい計画の3と4では2つ配慮が繰り返されているので、どちらか1つはつながり合い支え合うという言葉が入るべきだと私は思います。以上です。

■曾根会長

ありがとうございます。私も3と4はすごく似ていると思うので、1つにまとめられるのではないのでしょうか。その上で3はそのまま活かす

という、別に残したくないことではないのですよね。6つでないのだめということもない。わかりました。そうしたらこの2つは重要だというご意見もありましたので、その2つは活かしつつ3と4は統合していただいて、計画の考え方を整理していただくという方向でよろしいでしょうか。石川委員、どうぞ。

■石川委員

資料4のところでお話いただいたのが相談支援体制の拡充についてはよくわかるのですが、情報提供の拡充についてももう少し詳しく説明いただけないでしょうか。というのは私が民生委員枠で出てきているのですが、今は個人情報のことがすごく言われている中で民生委員は準公務員ということで守秘義務を持っているのですが、ほとんど市からの情報が提供されなくなりました。これは個人情報保護法が出来て致し方ないことなのですが、何を対象として個人情報をこの情報提供の拡充というのは想定しているのか、例えば障害のある方を地域で支えていくということであれば団体、組織の力も必要ではないか。ただその中で拡充という言葉に対して我々は活動していて情報提供はしないという方向が今の流れなので、それに対して行動することがすごく難しくなっているので揚げ足を取るようではすけれども、情報提供の拡充というのはどこを想定して情報提供の拡充なのかをお話いただきたいと思います。

■曾根会長

ありがとうございます。それでは情報提供の拡充の意図するところをご説明いただけてよろしいでしょうか。

■事務局

情報提供の拡充についてですが個人情報を含むものということではなく、例えば利用したいサービス情報の提供や情報へのアクセスがしやすい環境作りなどそういったものを指すと考えております。

■曾根会長

障害のある方に対するというふうに障害福祉計画、障害児福祉計画なので、民生委員に対する情報提供という意図は入っていないということだと思いますが、いかがでしょうか。

■石川委員

そうだと思っているのですが協働もそうなのですけれども、障害をお持ちの方を地域で支えるということが1番最初にくる協働だと思うのですが、その場合に障害のある方が中には地域に知り合いがないというような方がいらっしゃるけれども、地域全体で支えるという考え方もあってもいいのではないかと。先ほど寺澤委員もおっしゃっていましたが、家族だけで障害のある方達、これは子どもに限らず支えていくということはすごく大変だし、そうではなく地域全体で支えられるようなまちづくりがあってもいいのではないかと、そういうための情報提供はあってもいいのではないかとということが私の考え方です。

■曾根会長

ありがとうございます。現行の視点3を残すということはすごく大事なことではないかと思いましたが、情報提供はご本人の承諾を前提としているというところがついてくると思いますので、それがあればどなたかにその方の情報を教えるということは可能になってくると思うので、その辺が1つ条件になってくるといけないかと思いました。

■石川委員

何を言いたいかという情報提供の拡充という言葉だけを捉えると意味が通じにくいのではないかとことです。

■曾根会長

わかりました。それでこれが基本目標になっていてその下に方針というものが入ってきますので、そこで具体的なものが入ってきますので、そこでまた少し意見交換が出来ればと思います。永井委員、どうぞ。

■永井委員

先ほど寺澤委員がおっしゃっていたことについてほぼ同意見であったのですが、私から申し上げると視点5の前回までの考え方で家族に頼らない地域生活支援と明記されていた部分。新しい考え方としては福祉を支える側への支援というふうに変るということは、家族に頼らないほど安心して暮らしていけるような状況になったというふうには捉えました。今、家族会の方でどんどん新しい家族会員が増えてきていて、なぜかという地域に何を相談しても繋がっていないということで、本人中心の障害のサービスになるわけですから、精神障害の方はあまり大勢の人が集まっているところに行けないということが大変多い。その特性

も踏まえたわけでどうしても家にいる家族にああしろ、こうしろというふうには家族の負担がどんどん増えています。会員も多くなってきて、非常にこれはどうなっているのだということが府中の家族会の現状です。それに伴って来年はそれが消えて福祉を支える側への支援という形になるということであると、家族としては私達が支援から何も除外されるようなこれからの計画であるということになりかねないので、まだ前回の明記の方が良いですし、それとともに福祉を支える側というのが家族も含めて家族中心でも良いというぐらいの考え方で良いのか、福祉を支える側というところにサービスを意味するのではなくて家族も含めたサービス、事業所を含めたもので良いのかということをお聞きしたいです。このままの明記の仕方だと前の方が良いという意見と新しい明記の仕方になるとするならば、福祉を支える側というところに福祉サービス事業所だけではなく、家族も含めるというふうに明記してもらえるかということですか。

■曾根会長

ありがとうございます。それで現行の視点5の家族に頼らない地域生活支援を残した上で新しい視点5、福祉を支える側への支援というものを加え、福祉を支える側というのは要するに人手不足とかそういうことがあるからというお話あったので、こちらはどちらかというところと事業所の話というふうに整理してはどうなのかということなのですが、それはどうですか。

■永井委員

それはそれで良いと思います。1つ増えるということですよ。その通りです。

■曾根会長

ありがとうございます。先ほど手を挙げていただいた方は以上になったのですけれども、ではご発言がない方からもご意見いただけたらと思います。特に障害のある児童への支援を残すか、残さないかという問題もあるのでそれについてもお考えがあれば伺えたらと思います。大村委員、どうぞ。

■大村委員

児童福祉が専門なのでお伝えさせていただきますが、障害児に関して

児童福祉法では診断を受けていることが対象と限定されていないので、ボーダーの子ども達も支援対象になるのです。そうなると障害児への支援となってしまうと限定的かなと思うので、書こうと思えば書けると思うのですがけれどもどんどん長くなってしまふかなと思って、折衷案としては障害のある児童等への支援としてはどうかと思いました。以上です。

■曾根会長

そうすると等が指し示すことは何かと聞かれた時は何と答えれば、等と使う時は必ず定義が必要になりますので。

■大村委員

難しいと思いますが、例えば放課後等デイサービスや児童発達支援事業も手帳の診断が必ずしも必要ではないので、そういったボーダーの子ども達も含むという考え方でいかがでしょうか。

■曾根会長

ありがとうございます。障害のある児童等とした上で等は障害があると確定していないが、支援が必要な子どもという形で定義するというところでよろしいでしょうか。

■大村委員

少し広がるのではないか。

■曾根会長

その上で障害のある児童への支援の充実は残すということによろしいでしょうか。

■大村委員

良いと思います。

■曾根会長

ありがとうございます。他の点はよろしいでしょうか。この6項目について。

■大村委員

大丈夫です。

■曾根会長

では高橋美佳委員、どうぞ。

■高橋美佳委員

3番の相談支援体制と情報提供の拡充というところですが、基本目標の3を見ても内容的には拡充ではなくても、元と同じで充実で良いのではないかと感じました。

■曾根会長

それだけでよろしいですか。児童の目標についてはどうのご意見でしょうか。

■高橋美佳委員

児童の目標については障害児計画というものがあるので、障害児というものは残した方が良さだろーと思いました。

■曾根会長

言葉は障害児の方が良いですか、障害のある児童等の方が良いですか。

■高橋美佳委員

それはどちらでも、等というのは必要だと思います。

■曾根会長

そこはどちらでも良いと。長崎委員、いかがでしょうか。

■長崎委員

基本目標のところの2番の社会参加から参画というところは意味を調べてみたのですが、参画というところは主体的に加わるという意味合いのようですので、これの変更は良かったと思ったところと視点5に関してなのですが、先ほどから出ている家族に頼らないというところの地域生活支援、精神障害の方に関しては家族への負担がやはり多くあるというような現状がお話を聞いてよく理解したところなのですが、障害の種別が変わると知的障害の方は逆に家族が抱え込んでしまっただけサービスに繋がらずに、対応が遅れてしまうという例があ

るのでやはり両方の視点からも家族に頼らない、少し意味合いが変わる部分はあるのですが、ここは何らかの形で残していただくということが良いと思いました。

■曾根会長

ありがとうございました。グループホームを望んでいるのは知的障害の方が最多ですからね。では高橋史委員。

■高橋史委員

基本的考え方の視点3のつながり合うという文言は残した方が良いと思っています。先ほどからケアする家族の支援というところのお話が出ていますが、いろんなところで障害者・障害児支援という家族に代わって障害者・障害児を支える人を増やしていくということに重みがあるような気がするのですが、特に子どもの時代はきちんと親子関係が構築出来るための親子支援が必要なのではないかと考えていて、今の子どもの支援は子育ての代理をやるみたいな支援方法ですと進んできて、長時間預かります、お母さんには負担を掛けません、みたいな支援がすごく進んでいるのがとても気になっていて、やはり障害があってもなくても家庭に依存するというのではなくてまずは家庭が基本的に回るような形で、家族をちゃんと支援してそこで障害のある方が自立していく段階で、親から離れていく支援というふうなそういう段階を踏む支援の方法が必要なのではないかと最近すごく感じていまして、障害児支援はすごく今進んでいて病院から退院した途端にサービスが入るみたいな状況で、すごくありがたいことで素晴らしいことなのですが、それによって子どもの障害の受容が出来ずにネグレクトになっている。要は専門家に任せてしまえば良いという親御さんが見えてきているということは現場の方で聞くので親子支援、家族支援というかまると支えるような仕組みというのがなくてはいけないのではないかとすごく感じていたので、お話しさせていただきました。

■曾根会長

ありがとうございました。まず視点5のところは障害のある人へとなっているのでこれは障害者、18歳以上の人を指していると理解すれば良いと思います。計画の考え方の視点5の障害のある人への家族に頼らない地域生活支援というのは、障害のある人というのは障害者に対応している言葉なので、障害者と言った時には18歳以上を指すのですよ

ね。障害児は入っていないというふうに整理出来ると思うのですよ。それで障害者等と言った時には等は障害児のことを指していますので、そこは子どもが入ってくるのですけれども、だからここは子どもが入っていない。障害のある児童等への支援の中に今おっしゃったような意味合いが入ってくるということで良いのですよね。でもそうすると障害のある児童等と家族への支援とした方が良いというご意見と承って良いでしょうか。

■高橋史委員

そうですね。障害のある児童だけに目を向けるのではなくて、そこをきちんと親子、家族というところで支援するという視点が必要なのではないかと思います。

■曾根会長

わかりました。言葉を変えるというよりもそういう視点を入れた方がよいということで良いわけですね。わかりました。そうすると基本目標6のところの下の方針という中にそういったことを少し加えていくということですかね。ありがとうございました。では山口委員、どうぞ。

■山口委員

6番の障害のある児童への支援の充実のところを私は支援ニーズのある子どもへの発達支援の充実とした方が、ここに書かれている施策方針が上手く表現されるのではないかと思いました。これはやはり発達支援のことであると思うので、障害のある子ども達はそれに合った専門的な支援がどうしても生まれた直後から幼少期は特に、18歳ぐらいまで必要になってきます。児童福祉法というのが先ほどから出ておりますが、これを根拠にして育つ権利を持っている子ども達の能力を十分に伸ばして成長出来る権利を持っている子ども達に対して、主に未就学の子どもに対して専門的に行われる支援のことだという意味合いを強調して表現してはどうかと考えました。ほとんどが児童発達支援センター、放課後等デイとか、保育園・幼稚園への支援とかそういう内容がここにあると思いますし、先ほど高橋史委員がおっしゃった家族等への支援、基本目標6ですか。これが親子関係を作るところから障害があっても愛情を持って、丁寧に育つのだということをちゃんと希望を持って育てて行けるようにするための支援ということがやはり当然必要なもので、これは大事なことだと思います。それでインクルーシブ教育システムの構築と

いうところで③の学校教育の充実というのは、これは教育委員会の縦割りではないですけれどもここにあるということは大事なことだと思うので、これはやはり指導室の管轄だろうと思うので、学校教育との連携というふうに表現を変えてはどうかというふうに

■曾根会長

今どこをお話になっていますか。資料のどれを。

■山口委員

ごめんなさい。3の計画の体系を見ながら話しておりました。

■曾根会長

資料4のこの大項目のところの整理と言ったので内容のところはあとでまた方針のところでご意見いただければ。

■山口委員

どうもすみません。では6番が支援ニーズのある子どもへの発達支援の充実というふうにどうかということは今、申し上げた理由によって提案いたします。

■曾根会長

ありがとうございます。たぶん岡本委員がご意見あると思うので岡本委員、どうぞ。

■岡本委員

今のところだけではなくて全体的なことを言うと思うのですけれども、まずたぶん皆さんが言ってなかった、基本的に先ほどの資料4の障害児への支援のところではそこは前の表記に合わせる必要性があることと等は加えた方が良くと思います。等の中に高橋史委員が言われたような家族なども含めたニュアンスで言わないと、ここだけなぜか家族も全部みたいになってしまうので、そこは違和感があるので等で無理やりですが、含める形で考えた方が良くと思いました。今の意見でいうと国連の障害者権利条約の話でインクルーシブ教育というのが重要だということが書かれているので、インクルーシブ教育システムという形にはなっていますが、その部分ではここに表記されていること自体に違和感はないと思いました。発達支援だけではないのかなと思っていて、障害者

権利条約の視点に立って障害のあるなし関係なく地域で支えていくという仕組みが必要だと思っていて、その理念はこの計画の中に落とし込んでいただきたいと思います。併せて1番の協働・連携というところがあると思うのですが、これは市長の方針ということは重要だと思っ
ているのですが、協働というのは目的というよりは手段みたいな感じがあるので、どちらかというところと基本目標の横ぐしを指すのが協働であってほしいと思っ
ているので、今回のアンケート調査の結果、相談体制とか、人材不足、重度対応というところが重要だと書いているので、そこら辺のニュアンスが、基本目標の1番ぐらいになっても良いのではないかと
いうぐらい重要なのかなと感じています。あと人材確保のところはこの前の連携会議の中でも話題としては出ていたので、何とか重要な課題として位置付けられないかと思っ
ました。あと計画の考え方については意見として出ていた視点5を前の形に戻して、プラス1つ増やした方が
良いというのは私も同意見です。以上です。

■曾根会長

ありがとうございました。障害のある児童等への支援の充実、発達支援ばかりだけではなく要するに例えば肢体不自由な方ですと、介助ニーズもありますし医療ニーズを持っている方もいらっしゃいますので、発達だけに枠を狭めないようにした方が良いのではないかと
いうことで良いですか。あと1はそうすると基本理念の中に統合した方が良いというご意見ですか。基本理念は市長の政策を取られたというお話で1と基本理念を統合したような文言に変えるということは可能なのでしょうか。別に良いのですか。そうすると協働・連携で進める地域共生のまちづくりというこの中の1つというより全体の基本理念に近いというのは確かにおっしゃる通りかなと思っ
るので、それと基本理念を統合した形で少し大きな枠で捉えていただいて、あとの5つの目標を基本目標とするというようにご意見ですか。

■岡本委員

はい。

■曾根会長

今のご提案について何か意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。恩田委員。

■恩田委員

先ほど曾根会長がもう1つ項目を増やして支援者への支援体制の充実みたいなことを、入れた方が良くはないかということをおっしゃいましたよね。

■曾根会長

それは一番下の計画の考え方を見ていただいて、そのことです。

■恩田委員

上の方にも何か入れた方が良く感じますが、6番目、7番目に入れる、下ではなくて上に入ってくるのかなと思って、それは良いかなと思ったのですけれども。

■曾根会長

上にどれを入れるというご意見でしょうか。

■恩田委員

基本目標。

■曾根会長

基本目標にどれを入れる。

■恩田委員

支援者の支援体制の充実みたいなことを、日本語がおかしいかもしれませんが、先ほど寺澤委員がおっしゃっていたことですよね。

■曾根会長

確かに支援者の支援体制というのは1から6の中に当てはまりにくい、相談支援体制になってしまっているのので、例えば岡本委員のアイデア通り1の目標を基本理念と統合させて、そうすると残りが5つになりますから、福祉を支える側への支援というものを基本目標に足して6つにする。そういうご意見と伺ってよろしいでしょうか。岡本委員からは基本目標1、協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進というのは基本理念ではないかというご意見があって、基本理念と一体化した上で基本目標から基本理念に昇格させる。そうすると残りが5つになると思ったのですが、確かに恩田委員のおっしゃる通り福祉を支える側への

支援というのはどこにも当てはまりにくいなということがあるので、5つになったところに1つ足して6つにするというご意見でよろしいですか。

■恩田委員

1番がそのようになるのであればそれで、ならないのであれば7番目で良いのではないかということです。

■曾根会長

わかりました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。寺澤委員、どうぞ。

■寺澤委員

今、恩田委員がおっしゃった通りで私もこの福祉を支える側、いわゆる職業としてやっている方、それから家族・ケアラーに対する支援をどこで盛り込むのかなと思っていて、もし基本目標の1番目を理念の方に含めて、1行余るということであれば支え手に対する支援。ここに言葉は工夫するとしても盛り込むべきだと思います。もしそれをやらないのであれば私が考えていたのは、2番の「安心して地域生活を送る仕組みづくり」の中にそれが入ってくるように（ケアラー支援等）という形で見栄えは悪いのですが、それを2に入れるのかなと思っていました。しかし岡本委員が提案されたように1を理念だという捉え方をしてそこを左の方に昇格させて1行余るのであれば福祉人材、ケアラーに対する支援というのはぜひ盛り込んでいただければと思います。

■曾根会長

ありがとうございます。現行計画を見ますと安心して地域生活を送るための仕組みづくりというところの方針に、地域生活を支えるサービスの充実というのがあってここに介護者への支援ということが入っていますので、だから意味合いとしては家族に対する支援というのは安心して地域生活を送るための仕組みづくりの中に位置付いてはいるみたいですね。あとは福祉人材の確保というところはどこにも入っていないようなので、福祉人材の確保が協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進の（3）地域における見守り支え合いの推進の中に地域の福祉人材の確保が入っているから、安心して地域生活を送るための仕組みづくりの方に福祉人材の確保は移して、この中に盛り込んでいくというや

り方と恩田委員がおっしゃったみたいに福祉を支える側への支援というのを基本目標に昇格させて、そちらの方にまとめていくということと両方の考え方があるということでしょうか。どちらが良いですか。

■寺澤委員

私は整理の仕方だけなので、実態としてケアラー、ヤングケアラーも含むのだけでも、ケアラーに対する支援というものが入れれば基本的にはどこでも良いと思っております。

■曾根会長

ありがとうございます。ただ現行計画を見ると一応それらの要素というのはこの6つの目標のどこかに入っているので、新しく1つ目標を増やしてそこに分けていくのか、全体の今の目標の中に整理していくかという両方の考え方。では寺澤委員はとにかく入っていれば良いということですね。他にいかがでしょうか。事務局、どうぞ。

■事務局

今回資料3と4でいろいろ渡ってしまって、次回に基本理念と基本目標について今回協議いただいたご意見を基に1番の協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進を理念に昇格させてというパターン1と、パターン2というところで現行の資料4のものに方針という形で枝分かれをしたものを当てはめて、また皆様にお配りした上でご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

■曾根会長

わかりました。ではいろいろと出された意見に基づいていくつかパターンを作っていただいて、その上で次回議論というそういうことでしょうか。

■事務局

会長におっしゃっていただいた通りで、まずお見込みの通りですということが1つ。あと今回基本目標1の協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進というところが、前回と変わっていない状況になっております。ただ方針の中では今回の○は議論にはなりません、方針という部分では内容としては変わっております。事務局としては共生社会という言葉そのものが国の障害施策の方では示されているということが

ございますので、国や東京都の施策、計画を踏まえて我々もそれに全て沿うわけではありませんが、共生社会を除くということになると国や東京都の方向性と少しかがな、内容が照らし合わせて同じであればということにはございますが、同じ言葉をどこかには入れていく必要があるという認識がございますので、次回以降2つの案をお示しさせていただく中でその辺りを留めておいていただけると助かります。以上です。

■曾根会長

ありがとうございます。そういうご説明になりますと現行計画には共生という言葉は入っていないので、そこのご説明はどうなりますか。

■事務局

資料4に訂正がございまして、現行の方は協働・連携で進める福祉のまちづくりの推進となっているのですが、実際の案の冊子の計画の方では地域共生となっております。訂正が遅れまして申し訳ございません。

■曾根会長

ではこちらの資料4の方が誤りということですね。では共生という言葉は、ただそうすると1つ疑問があってここは地域共生となっておりますが、障害者総合支援法は地域共生という言葉は使っていないくて、共生なのです。それで共生と地域共生は同じようできて少し違うのですよね。地域共生という言葉はむしろ重層的支援体制整備とか、社会保障局で使っている言葉なのです。そうするともう少し狭いコミュニティを前提にして、住民同士が支え合っていくというのが地域共生社会と表現されていまして、でも共生社会というのはもっと人権に根ざした概念で障害の有無で分け隔てないというのが共生社会の理念なので、そうすると地域共生という言葉で良いのかという問題が私の中で持ち上がってしましまして、ここは事務局として地域共生にしたお考えが何かあればお聞かせ願えますでしょうか。先ほどは法律にあるからというお話だったので。

■事務局

地域共生と共生社会につきましては実は国の方からの基本指針というものが令和8年3月に告示予定というところもありまして、そういったところを整理した上で次回の協議会で資料としてお示ししたいと思っております。

■曾根会長

ありがとうございました。国の基本指針の中では地域共生という言葉を使っているのでしょうか。

■事務局

資料5の2ページ目をご覧ください。11番に地域共生社会の実現に向けた取り組みとありまして、こちらは特に新規の項目ではありませんが、表記としては地域共生社会という言葉を使っています。

■曾根会長

確かに障害福祉課も最近では地域共生社会ということが無自覚に使うようになって非常に納得出来ない気持ちというところなのですが、この辺はどっちの言葉を選択するか、でもこれは精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の中に入っているのですよね。⑩。地域包括ケアシステムというといわゆる重層的支援体制整備とか、地域福祉の方に馴染むのですよ。みんなで精神障害の人をコミュニティの中で支えていきましょうということで、法律の目的に書かれている共生社会というそこには地域という言葉は付いていないので、その辺は事務局でも勉強していただいて言葉を整理していただく必要があると思いました。私は共生社会推しなのですが、地域を付けない。ただ今日は基本目標のところを少し整理していただいてというのが大きなテーマだったので、いくつかパターンを作っていただくということではありましたが、障害のある子どもの部分を入れるのか、全体の中に溶け込ませていくのかということについては結論を出しておいた方が良くと思います。そうしないとパターンがいっぱいになってしまうので、大村委員からは残しておいた方がいと、子どもの専門家なのでぜひ残してほしいという意見で、高橋美佳委員もそうでした。全体に溶け込ませた方が良くというのが恩田委員と吉井委員のご意見でしたが、他の委員の方はどうでしょうか。長崎委員はいかがですか。

■長崎委員

どちらが良いかということとは正直よくわからないのですが、ただ今期からの引き継ぎということで考えると、障害児というのがあっても良いのではないかという印象はあります。

■曾根会長

永井委員、いかがでしょうか。子どもの部分を基本目標に残すか、全体の中に溶け込ませるということですが。

■永井委員

年齢的に障害のある児童というか、障害者とは支援の仕方がだいぶ違って来るような気がして、先ほども高橋史委員がおっしゃっていたように家族との絆を大切に作る時期でもあるということと、障害者になると社会に向けて自立支援という時代になるので、やはり区別があった方がわかりやすいかなと思いました。

■曾根会長

ではライフステージに即してということですかね。高橋史委員、いかがですか。

■高橋史委員

私もそういう意味で子どもの支援と大人の支援は区別して、計画自体も別なのでそういった考え方は残した方が良いと思います。

■曾根会長

山口委員はいかがでしょう。

■山口委員

私も同じです。

■曾根会長

そうですか。石川委員はいかがですか。

■石川委員

基本的には同じなのですが、パッと見て世間一般の方がどういうふう
に思うかということも重要ではないかと思えます。要するにその字面から一般の方がどういうふうな連想をするかという形で、基本目標があれば良いのかなと思っています。抽象的な言い方で申し訳ありません。

■曾根会長

寺澤委員はいかがですか。

■寺澤委員

私も6のところは表現が変わるかもしれませんが、残した方が良いと思います。私も昔、行政をやっていたので消えると何で消したのだという政治的な議論がものすごく起こります。だから注目しているのです。なくなると説明責任を問われると思います。

■曾根会長

社会不安を招かないように。

■寺澤委員

ケアラーもそうですよ。

■曾根会長

岡本委員はいかがでしょうか。

■岡本委員

基本的には残しておいて児童等と膨らませた方が良いと思います。

■曾根会長

ありがとうございました。吉井委員。

■吉井委員

先ほど児童の児はいらないのではないかとお話をさせていただいたのですが、皆様のお話を聞く中で残した方が良いのかなというふうに気持ちが変わりました。

■曾根会長

ありがとうございました。率直なご意見は非常に重要だと思います。では恩田委員、よろしいですか。では障害のある児童等への支援の充実という具体的なお提案を大村委員からいただきましたので、それも含めもう少し検討をお願いしたいと思います。そうしたらもう時間になりましたので、細かいところまで入れませんでした。答申に関わるようなご意見も随分いただきましたので、次回事務局で整理していただいたものを基に検討したいと思います。恩田委員、どうぞ。

■恩田委員

資料3とか、5のことはまだ次回で大丈夫ですか。他愛のない意見なのですけれども、コメントはまた後日で。

■曾根会長

そうですね。今日はもう時間もないので、あとこれはまだクロス集計が反映されていないということでそれも含めて新しい資料をを。

4. その他

■事務局

最後のその他の部分になりますが、まず次年度の会議のスケジュールについてというところで、先ほども会議の中で見ていただいたところではあるのですが、もう一度説明を簡単にさせていただきますので、検討内容の資料をご覧ください。来年度は現時点では10回の開催を予定しております。1回目次の会議は4月下旬を予定しております。日程は未定になりますので、決まり次第早急にお知らせをいたします。4月の内容につきましては今回の続きとしまして計画の体系の中の施策の部分や方針の部分の検討していく予定であります。2回目の会議は5月になりまして、進行管理表の確認を行っていただきたいと思っております。そのあと6月～9月の毎月1回会議を行いまして計画の骨子案、見込み量の検討などを行っていただき、9月に案を確定させていくというようなスケジュール案を検討しております。第7回のところ、10月に市長答申とあるのですけれども表記がすごくわかりにくいのですけれども、市長答申については皆様のご出席はありませんので回数がずれてしましますが、10月には市長答申がございますという内容になります。11月になりましたらパブリックコメントを行いまして、1月にその結果の報告を行います。残りの2回についてはその他の報告事項というところで、またその都度検討内容を調整していきたいと思っております。それでは今年度の会議は本日で以上となります。来年度委員の方の変更等がありましたら早めに事務局までご連絡をお願いいたします。では本日は以上となります。皆様ありがとうございました。